

株 式 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算 書

第8の2表
(平成26年分以降用)

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額(株式等納税猶予税額)を算出するために使用します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続継受贈者に該当する人を、以下この計算書(第8の2表)において「経営承継人」と表記しています。				被 相 続 人		
私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式(出資)のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項)の適用を受けます。				経 営 承 継 人 (経営承継相続人等・ 経営相続継受贈者)		
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算						
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算						
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額						円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額(第1表のその人の③欄の金額)						
③ 特定価額(①－②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)						, 000
④ 特定価額の20%に相当する金額(③×20%)(1,000円未満切捨て)						, 000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額(この計算書の経営承継人以外の相続人等の第1表の⑥欄(又は第3表の⑥欄)の金額の合計)						, 000
⑥ 基礎控除額(第2表の①欄の金額)						0, 000, 000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑤－⑥)						, 000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(④+⑤－⑥)						, 000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算						
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算		
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑩)	⑫相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	
		円 , 000	円	円 , 000	円	
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
		, 000		, 000		
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額(⑫の合計額)	00	⑯相続税の総額(⑭の合計額)	00	
(注) 1 ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。						
2 株式等納税猶予税額の計算						
① (経営承継人の第1表の(⑬+⑭－⑫))の金額						円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑮×1の③／1の(③+⑤))						
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)						
a (②+③－経営承継人の第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)						
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑮×1の④／1の(④+⑤))						
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)						
b (④+⑤－経営承継人の第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)						
⑥ 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の第1表の(⑨(又は⑩)+⑪－⑫))(赤字の場合は0)						
⑦ (①+a－b－⑥)の金額(赤字の場合は0)						
⑧ (a－b－⑦)の金額(赤字の場合は0)						
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(注2参照)						
イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額(⑧×イの株式等に係る価額／1の①)(100円未満切捨て)						00
ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額(⑧×ロの株式等に係る価額／1の①)(100円未満切捨て)						00
ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額(⑧×ハの株式等に係る価額／1の①)(100円未満切捨て)						00
⑩ 株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)(注3参照)						00
(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の5表の②又は⑦欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。						
※税務署整理欄 入力 確認						

※の項目は記入する必要がありません。